

九州地方の大規模土砂災害における警戒避難対策検討委員会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は「九州地方の大規模土砂災害における警戒避難対策検討委員会」（以下、「委員会」という）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、大規模土砂災害に対する地域への情報提供に関する方策、関係機関の連携方策について検討する。また、委員会は熊本県をモデルケースとして実施する。

（組織等）

第3条 委員会は、国土交通省九州地方整備局が設置する。

（委員の構成）

第4条 委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

（委員長）

第5条 委員会には委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は議長として委員会の議事を整理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を認めることができる。

（議事）

第6条 委員会は委員総数の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の意志決定は出席委員の過半数をもって行う。

（資料の公開）

第7条 委員会配布資料は、公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

2 委員会における議事概要については、あらかじめ委員の確認のうえ、公開するものとする。

（事務局）

第8条 事務局は、国土交通省九州地方整備局に置く。

（その他）

第9条 この規約に定めのない事項は、委員会において定める。

（附則）

この規約は、平成26年 月 日から施行する。